

環工第5-3号 ストーカ炉 煙突復旧工事
仕 様 書

令和 5 年度

燕・弥彦総合事務組合

仕 様 書

第1章 総 則

本仕様書は、燕・弥彦総合事務組合が発注する、環境センター「ストーカ炉煙突復旧工事」に適用する。

第1節 一般事項

1. 工事名

環工第5－3号ストーカ炉煙突復旧工事

2. 施工場所

〒959－0213

新潟県燕市吉田吉栄777番地

燕・弥彦総合事務組合総務消防局 環境センター ストーカ炉

3. 履行期間

契約日から令和6年12月27日まで

4. 提出書類

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (1) 着 手 届 | 1部 |
| (2) 工 程 表 | 1部 |
| (3) 履 行 届 | 1部 |
| (4) 修繕工事完了報告書 | 2部 |
| (5) 写真（着手前・完了を対比させたもの及び作業中） | 2部 |
| (6) 廃棄物処理施設災害復旧費補助金申請に必要となる
出来高設計書 | 1部 |
| (7) その他組合の指示するもの | 必要部数 |

第2節 施設機能の確保

1. 適用範囲

本仕様書は、業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の目的達成のために必要な設備、または性能を発揮させる為当然必要と思われるものについては、本仕様書に明示されていない事項であっても業務受注者（以下「受注者」という。）の責任においてすべて完備しなければならない。

2. 疑 義

受注者は本仕様書を熟読吟味し、もし疑義のある場合には、組合に照会し、組合の指示に従い、その内容を十分に了解したうえで見積ること。

第3節 材料及び機器

使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、日本産業規格（JIS）、電気規格調査会規格（JEC）、日本電機工業会標準（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。特に高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものでなければならない。また、酸、アルカリ等腐蝕性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、アルカリ性を考慮した材料を使用しなければならない。

第4節 施 工

本整備修繕に際しては、つぎの事項を遵守するものとする。

1. 安全管理

業務中の危険防止対策を十分行い、あわせて、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。また、点検に伴いダイオキシン類の作業場内への拡散が予想される場合には、適切な拡散防止と暴露防止対策を講じること。

2. 現場管理

資材搬入及び置場などについては組合の監督員と十分協議し、施設の運転に支障が生じないように計画し、実施する。また、整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めること。

3. 復旧

他の設備、既存物件等への損傷、汚染防止に努め、万一、損傷、汚染が生じた場合には受注者の負担により速やかに復旧すること。

第5節 試運転

1. 復旧工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。
2. 試運転は、受注者が組合の監督員とあらかじめ協議のうえ受注者が行う。
3. 試運転の実施において支障が生じた場合は、組合の監督員が現場の状況を判断し指示する。
4. この期間に行われる調整及び点検には、組合の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を組合に報告しなければならない。なお、補修に際しては、受注者はあらかじめ組合の承諾を受けること。

第6節 保証

1. 本施設の保証期間は、修繕完了の日から1年とする。但し、組合の誤操作、及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。
2. 責任施工
受注者は、仕様書に明記されていない事項でも業務の性質上、当然必要なものは受注者の負担で施工する。

第7節 その他

1. 関係法令等の遵守
本工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
2. 許認可申請
工事内容により受注者側に関係官庁への許可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続を受注者はすみやかに行い、組合に報告すること。また、業務範囲において組合が関係官庁への許可申請、報告、届出を必要とする場合は受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担する。

第2章 共通仕様

本仕様書に定める共通事項、範囲は、次のとおりとする。

・ストーカ炉 煙突復旧工事

本復旧工事は、ストーカ炉焼却施設の煙突に対して復旧工事を実施し、設備の安全性の回復を図るとともに、実施した補強内容を報告書として作成、提出する。

1. 共通事項
 - (1) 工事用機材他
 - ・工事用機材として下記のを準備する。

①休憩室並びに脱衣小屋用仮設ハウスの設置	各1棟
②工事に必要な仮設用電源（低騒音型発電機）の設置	必要数
③工事に必要な仮設用照明及びその他必要な器具類の手配	必要数
④防塵防毒マスク及びフィルター	必要数
⑤密閉形保護服	必要数

- ⑥化学防護手袋 必要数
- ⑦その他必要と思われるもの 必要数
- (2) 工事場所の明示及び通路

当該工事エリアを明確にする為、工事範囲をバリケード等で囲うとともに、第三者の立入りを禁ずる表示も併せて明示する事。尚、受託者が設置する休憩室並びに脱衣小屋用仮設ハウスより、工事に関連する各種機材の搬入場所及び、作業場所迄の安全通路を最短距離で結んだ経路以外、他所に立入る事を原則禁ずる。
- (3) 総合運転調整

当該焼却施設が、異常無く稼動する事を確認する為に実施する事。
- (4) 検査

検査は1、2号共、組合監督員並びに検査管の検査が実施される。各検査時における書類の整備並びに現地確認に対する検査官用機材として(1)項の④⑤⑥項は受託者が準備する。又、必要に応じ安全靴かゴム長を準備の事。
- (5) 廃材処理

本工事で発生した有価物を除く廃材については、受託者の責任において適切に場外処分するものとする。
- (6) 清掃・後片付け

工事完了後、工事開始前の状態以上に清掃・後片付けを行うものとする。
但し必要に応じ粉塵飛散防止措置を講ずる事。

第3章 工事仕様

本仕様書に定める整備修繕範囲は、次のとおりとする。

第1節 工事項目

本仕様書に定める整備修繕範囲を、項目として表す。

1. ストーカ炉煙突復旧工事

第2節 工事概要

第1節にあげた整備修繕業務の項目について、次頁以降に実施概要を項目ごとに明記する。

1. ストーカ炉煙突復旧工事

2024年1月1日に発生した能登半島地震により被災した一部撤去済みの煙突の本復旧工事を行うもの。

1) ストーカ炉煙突復旧工事

① 既設内筒解体工事

- ・ GL+28.116mからGL約34.500mの内筒の撤去及び処分。

② 内筒復旧工事

- ・ GL+28.116mからGL+55.0mの内筒本体の復元及び一部改良。
GL+28.116mからGL+29.640mの間、L=1.524m、
GL+35.736mからGL+52.500mの間、L=16.764m、
→材質SS400、Φ1500、PL=9mm

GL+29.640mからGL+35.736mの間、L=6.096m
→材質SS400、Φ1500、PL=12mm（災害再発防止のための改良）

GL+52.500mからGL+55.0mの間、L=2.50m
→材質SUS316L、Φ1500、PL=6mm

- GL+28.116mからGL+55.0mの間、内筒外部保温の復元。
→ ロックウール t=100mm
- GL+33.50mからGL+54.0mの間、内筒露出部保温カバーの復元。
→ SUS304、PL=3mm
- GL+54.0mからGL+55.0mの間、内筒露出部保温カバーの復元。
→ SUS316、PL=3mm
- GL+54.0m地点、煙返しの復元 →W=550mm
- GL+32.50mからGL+55.0mの間、タラップの復元 →SUS304
- GL+33.50m付近の内筒内部取付用補強リブ復元及び改良。
→ SS400、L=1,000mm×24本（災害再発防止のため改良）
- 塗装仕様 内筒内面耐熱錆止め塗装 1回塗り 外面2回塗り

③ 避雷針設備設置工事

- 極板埋設工事 2号炉誘引送風機から煙突間ダクト前の土中に埋設
設置極板 →W=600×L600×t=1.5 1枚

2) ダイオキシン類対策等

焼却炉内作業である、本作業の際には「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」等の関係法令に基づき適切な対策を行うこと。

3) 廃材処理

本整備修繕で発生した廃材については、受注者の責任において適切に場外処分するものとする。（ただし、金物類については場内処分とする。）

4) 清掃・後片付け

整備修繕完了後、開始前の状態以上に清掃・後片付けを行うものとする。

5) その他

クレーン作業にあたっては、隣接するJR弥彦線の運行への影響に配慮し、事前に届出を行うこと。

※添付図面及び添付写真参照。



環境センター施設配置



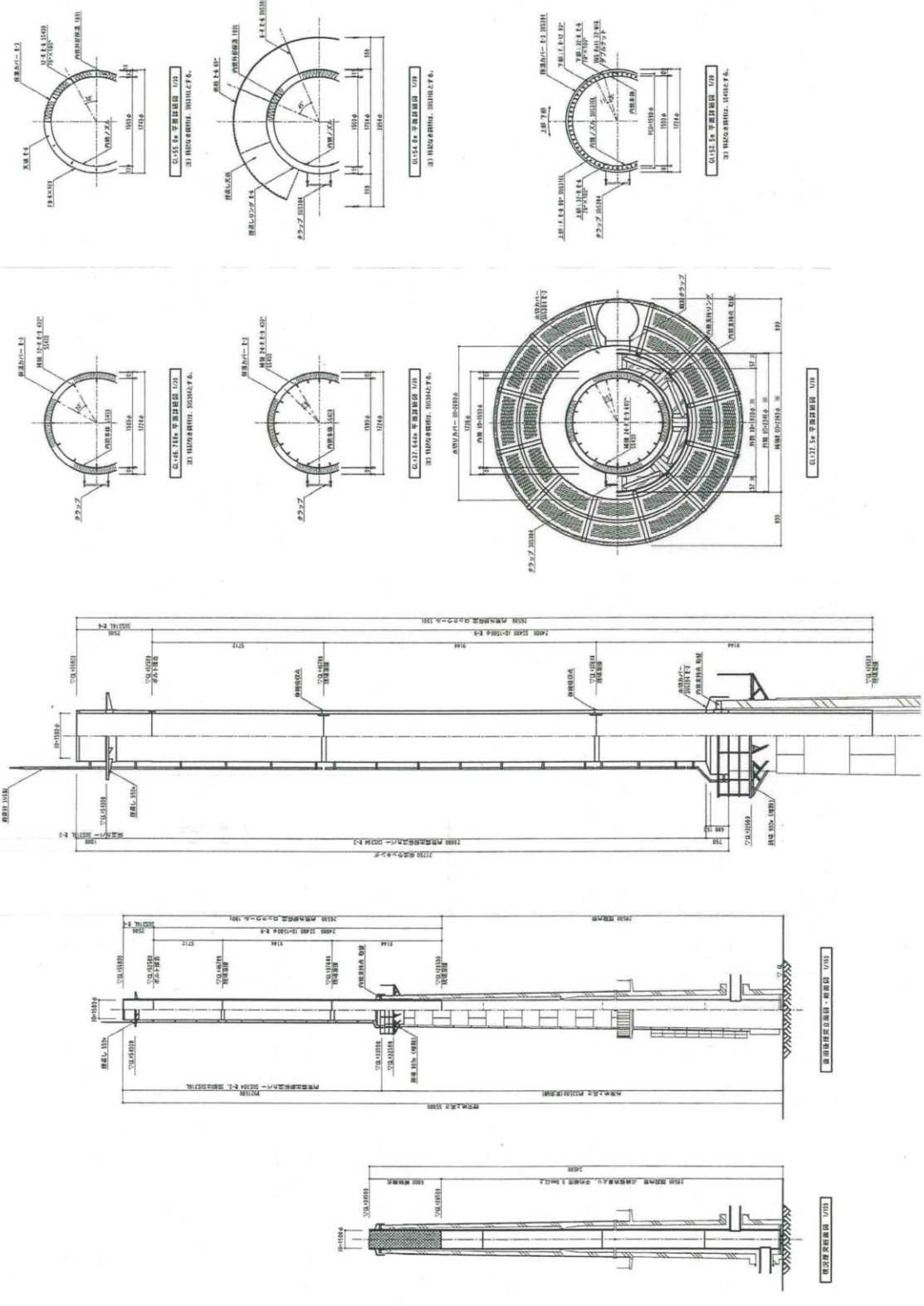
環境センター施設配置写真



ストーカ炉煙突現状写真



被災前基本図面



復旧工事図

